

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十一年十一月二十日

目 次

公 示

各務原公園の指定管理者の募集

(街路公園課)

ページ
一

公 示

各務原公園の指定管理者の募集

各務原公園の管理について、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第一項に規定する指定管理者となることを希望する者を次のとおり募集します。

平成二十一年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

1 募集の内容

(1) 施設の概要

ア 名称

各務原公園

イ 位置

各務原市鷺沼大安寺町地内

ウ 面積

約10.2ha

エ 主要施設

交通教室、交通広場、冒険広場、芝生広場、いこいの広場、展望広場、遊歩道及び駐車場

(2) 指定管理者の業務

岐阜県都市公園条例（昭和37年岐阜県条例第41号。以下「条例」という。）第9条の4に規定する業務とし、その詳細は別に定める「各務原公園管理運営業務仕様書」に示すところとします。

(3) 休業日及び利用時間
 条例別表第2管理の基準の欄に定める休業日及び利用時間とします。

(4) 指定の期間(予定)
 平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

(5) 業務に費用な経費等
 岐阜県から支払う指定管理料をもって、業務を行うものとします。

2 申請資格等

(1) 申請資格

ア 指定期間中に、各務原公園を安全円滑に管理運営し、かつ、都市公園法(昭和31年法律第79号)第1条に規定する都市公園の健全な発達、公共の福祉の増進を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等が共同する団体(以下「共同体」という。)であること。

イ 法人等にあつては、次の(ア)から(オ)までのすべての要件を満たしていること。

(ア) 岐阜県内に本社、本店又は団体の活動本拠点を置いている者であること。

(イ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者でないこと、及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(ウ) 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)に、次のa又はbのいずれかに該当する者がいないこと。

a 破産者で復権を得ないもの

b 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

(エ) 次のaからdまでのいずれかに該当する者でないこと。

a 商法(明治32年法律第48号)に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者

b 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

c 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)

d 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

(ウ) 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(オ) 県職員(知事、副知事、教育長、県議会議員、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員並びに一般職の職員をいう。)が役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人をいう。)に就いている法人その他の団体でないこと。

ウ 共同体にあつては、代表構成員が2の(イ)の(ア)から(オ)までのすべての要件を満たし、かつ、すべての構成員が2の(イ)の(ア)から(オ)までのすべての要件を満たしていること。

(2) 申請に関する留意事項

ア 同一の公園に複数の申請(共同体の構成員としての申請を含む。)をすることはできません。なお、一の公園の指定管理者又は一の公園に単独若しくは共同体の構成員として指定の申請をする者は、他の公園に関して指定の申請をすることはできません。

イ 申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

(ア) 岐阜県指定管理者審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の委員又は本件業務に従事する本県職員若しくは本件関係者に対し、本件応募についての不正な接触の事実が認められた場合

(イ) 申請書類に虚偽の記載があつた場合

(ウ) 複数の事業計画書を提出した場合

(エ) 2の(1)に示す申請資格を満たしていないことが判明した場合

(オ) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

(ウ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合

(オ) その他不正な行為があつたと県が認めた場合

3 申請手続等

(1) 申請方法
次に定めるところにより、持参又は郵送により岐阜県都市建築部街路公園課に提出してください。

ア 提出書類

(ア) 指定管理者指定申請書

(イ) 申請する法人等に関する次に掲げる書類（共同体の場合は、構成員のすべて
のもの）

a 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

b 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、代
表者の住民票（外国人である場合は、外国人登録証明書）の写し）

c 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業
報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

d 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に係る過
去3年分の納税証明書

e 法人等概要書

f 法人等の主要業務実績一覧

(ウ) 事業計画書

(エ) 誓約書

(オ) 共同体の場合にあつては、共同体結成届出書及び共同体協定書の写し

イ 提出部数

原本1部、副本20部

ウ 受付期間

平成21年12月16日（水）から同月22日（火）まで（県の機関の休日を除く。）
の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、受付期間終了日の消印のあるもの
まで有効とします。）

(2) 現地説明会

次の日程で現地説明会を開催します。参加の申込は、所定の書式による参加申込
書を平成21年12月1日（火）午後5時までに岐阜県都市建築部街路公園課へ郵送等
により提出してください。
ア 日時

平成21年12月4日（金）午前10時30分から

イ 集合場所

公園管理事務所前

(3) 募集内容等に係る質疑応答

次に定めるところにより、質疑を受け付けます。なお、受け付けた質問に対して
は、平成21年12月15日（火）を目途に、県のホームページで公表する方法で回答す
る予定です。

ア 受付期間

平成21年12月9日（水）午後5時まで

イ 質問方法

所定の様式による質疑書に記載の上、岐阜県都市建築部街路公園課へ郵送等に
より提出してください。

4 審査方法等

(1) 審査の方法

審査委員会において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を
行い、指定管理者として最も適切な優秀者を選定します。

(2) 指定管理者の候補者の選定

県は、審査委員会の審査結果を基に、優秀者を優先交渉権者として細目協議を行
い、協議が整った段階で指定管理者の候補者として選定します。なお、優先交渉権
者との協議が整わない場合は、優先交渉権者との協議を中止し、審査委員会におい
て次点となった者との間で改めて協議を行うものとします。

(3) 選定結果の公表等

指定管理者の選定結果は、平成22年2月上旬頃を目途に、審査を受けた全団体に
文書により通知し、同時に県のホームページ等で公表します。

5 その他

公募について不明な点は、岐阜県都市建築部街路公園課公園担当（電話（代表）05
272 1111内線3777又は3778、（直通）058 272 8667）にお問い合わせください。

平成二十一年十一月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社